

【コラム】生活に関すること

④校内支援体制の整備

校内で協力し合うために

適切な指導・支援のためには、校長のリーダーシップのもと、全校的な支援体制を確立することが必要です。

- 校内委員会が設置され、定期的に必要な話し合いをし、全校で共有していますか
- 特別支援教育コーディネーターが指名され、活動できていますか
- 児童生徒等の実態にあった適切な教育課程が編成されていますか
- 効果的な交流及び共同学習が進められていますか
- 教員の専門性向上のための研修が充実していますか
- 個別の指導計画を作成し、PDCAサイクルで評価・改善していますか
- 必要な児童生徒等全てに、合理的配慮を記載した個別の教育支援計画を作成していますか
- 保護者や関係機関との円滑な連携ができていますか

合理的配慮の申出に対して、校内に相談窓口を設けて本人・保護者が相談しやすい環境づくりをします。また、校内委員会で配慮の内容について共通理解するとともに組織的な対応をすること、事例を整理・蓄積していくことも大切です。

⑤防災・安全

「非構造部材」「セーフティーゾーン」って??

合理的配慮の観点には、「災害時等の支援体制の整備」「災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮」とあります。平成27年に文部科学省は、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」の改訂版を作成しています。照明器具や窓ガラス、収納型のテレビ等を非構造部材といいます。落下物等から児童生徒等を守るため、ガイドブックを参考に、危機管理マニュアル等の見直しをお願いします。

ある学校では、「セーフティーゾーン」という考え方を採用しています。例えば、教室の安全な場所（落ちてこない・倒れてこない・移動してこない）をテープで囲い、安全地帯を示しておくという考え方です。常にヘルメットや頭巾がそばにあるとは限りません。教室の整理整頓の際には、このような視点を加えてみてください。

「非常時・緊急時」の対応（福祉との連携の視点から）

平成27年に厚生労働省から示された「放課後等デイサービスガイドライン」には、事業者向け自己評価表に、非常時等の対応項目として、『どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載しているか』と書かれています。パニックが予想される児童生徒等には、誰が（場合によっては複数）どのような支援で避難をするかについて、合意形成を図っておくことが考えられます。

⑥ライフサポートファイルと個別の教育支援計画

千葉県では、障害のある児童生徒等について、一貫した支援が継続されるよう、「プロフィール」「保護者の願い」「支援経過」「医療の記録」「移行時の引継事項」等について 1 冊にまとめたライフサポートファイルの活用を促進しており、県内 35 の市町村が導入しています（平成 27 年 12 月現在）。「一貫した支援を行うために個別の教育支援計画があるのではないかとお考えの方もいらっしゃると思いますが、以下のような視点から見ると違いが理解できるのではないのでしょうか。

	ライフサポートファイル	個別の教育支援計画
何のために作る？	支援者が一貫した支援を継続できるようにするとともに障害のある児童生徒等・保護者が、支援者が変わるたびに、何度も同じ話をする精神的負担の軽減を図るため。	障害のある児童生徒等が、長期間一貫した支援を受けられるよう、保護者の同意を得た上で、教育・医療・福祉・就労等の機関が、情報を共有し、連携して支援するため。また、合意形成した合理的配慮の内容を明確にするため。
誰が作る？	保護者	担任、特別支援教育コーディネーター
誰が保管する？	保護者	保護者・児童生徒等の在籍機関

ライフサポートファイルを広めていくために、学校で作成された個別の教育支援計画等も一緒に綴じ込み、活用していくようにすることが重要です。

⑦関係機関との連携（家庭・医療）

合理的配慮に向けて学校と保護者だけでは、合意形成をすることが難しいケースも十分に考えられます。合理的配慮の 3 観点 11 項目（4 ページ参照）の中には以下のような場合に医療との連携を必要とすると示されています。

①-2-3 心理面・健康面の 配慮	病弱 入院や手術、病気の進行への不安等を理解し、心理状態に 応じて弾力的に指導を行う（治療過程で学習可能な時期を把握し 健康状態に応じた指導、アレルギーの原因となる物質の除去や 病状に応じた適切な運動等について医療機関と連携した指導 等）。
②-1 専門性のある 指導体制の整備	視覚障害 特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能及び弱視 特別支援学級、（中略）また、眼科医からのアドバイスを日常生活 で必要な配慮に生かすとともに、理解啓発に活用する。さらに、 点字図書館等地域資源の活用を図る。
	知的障害 知的障害の状態は外部からは分かりにくいことから、 （中略）また、てんかん等への対応のために、必要に応じて医療 機関との連携を図る。
	肢体不自由 必要に応じて特別支援学校（肢体不自由、知的障害） からの支援を受けるとともに P T、O T、S T 等の指導助言を活 用する。また、医療的ケアが必要な場合には看護師等、医療関係 者との連携を図る。
②-3 災害時等の 支援体制の整備	自閉症・情緒障害 自閉症・情緒障害特別支援学級、医療機関等の 専門性を積極的に活用し、自閉症等の特性について理解を深めるこ とができるようにする。
	病弱 医療機関への搬送や必要とする医療機関からの支援を受け ることが出来るようにするなど、子どもの病気に応じた支援体制 を整備する（病院へ搬送した場合の対応方法、救急隊員等への事 前の連絡、急いで避難することが困難な児童生徒（心臓病等）が 逃げ遅れないための支援等）。

（文部科学省 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）別表より）